

平成27年度 第8回吹田市建築審査会議事録

開催日時 平成28年2月26日(金)午後3時00分
開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室
出席委員 大砂会長 志摩会長代理 江川委員 四宮委員 井川委員
(議案第17号については、江川委員回避)

建築審査会次第

- 1 吹田市挨拶
- 2 議案審議
議案第16号、17号
- 3 報告事項
- 4 その他

会長 定刻になりましたので会議を開催いたします。本日の議事録の署名は、四宮委員、井川委員にお願いいたします。

会長 事務局より第16号議案の説明をお願いします。

事務局

第16号議案説明

申請者	〇〇〇〇
申請地	〇〇〇〇
予定建築物	上水道浄水所
該当適用条文	建築基準法第48条第4項ただし書き

会長 ただ今の事務局の説明にご質問、ご意見ございますか。

委員 今回の計画は、管理棟と着水井は既存建築物で、処理施設と倉庫を新築するということですか。

事務局 そうです。

委員 新築の場所には以前に何か建っていましたか。

事務局 何も建っていません。

委員 これまでは処理施設がないのに浄水所として機能していたのですか。

事務局 まとまった建築物としてではなくプラントとして処理設備があります。既存のプラントは今回計画の処理施設が完成する際には撤去となります。

委員 敷地の形状がいびつなのは昭和28年当初からですか。

事務局 当初のことは分かりませんが、実状として、周辺の宅地より地盤が高い、いびつな形状の敷地となっております。

委員 過去の用途地域は何でしたか。

事務局 住居系の地域であったと思います。

委員 既存建築物は既存不適格になるのですか。

事務局 既存不適格ではなく、今回の計画で法に定める規模を超えるため、許可の対象になります。

委員 公聴会の案内をする範囲は決められていますか。

事務局 敷地境界から 200mの範囲の方に掲示版や自治会の協力等で周知しています。

委員 公聴会はどのような方が来られていましたか。

事務局 自治会の役員の方が来られていました。

委員 処理施設の周辺に日影の影響はないですか。

事務局 北側と西側には道路があるので、大きな影響はありません。

委員 敷地は北側の地盤が高いのですか。

事務局 北側が低くなります。

委員 日影はありますが制限を超えない範囲ということですね。

事務局 そうです。

会長 その他ご質問、ご意見ございませんか。同意することについて異議ございませんか。ないようですので同意することといたします。

会長 事務局より第17号議案の説明をお願いします。

事務局

第17号議案説明

申請者 ○○○○

申請地 ○○○○

予定建築物 学校（大学）

該当適用条文 建築基準法第56条の2第1項ただし書き

会長 ただ今の事務局の説明にご質問、ご意見ございますか。

委員 今回の増築で日影の影響はないとのことですが、増築の度に許可が必要になるのですか。

事務局 既存の日影が制限を超えているため、許可が必要になります。既存の不適合の日影は同じ関大の敷地内であり、今回の増築で日影は増大しないということで、周囲の居住環境を害するおそれがないと判断をしています。

委員 1号館の耐震改修は大規模の修繕に該当しませんか。

事務局 大規模の修繕に該当するとは聞いていません。

委員 1号館の改修対象外の部分は新耐震基準で建てられているので耐震改修は必要ないということですか。

事務局 今回の計画では対象外の部分は何もしないと聞いています。

会長 ただ今の事務局の説明にご質問、ご意見ございますか。同意することについて異議ございませんか。ないようですので同意することといたします。

それでは事務局より報告事項をお願いします。

事務局

報告事項 法第43条第1項ただし書き許可 1件

会長 ただ今の報告事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

委員 敷地設定は既存建物と同じなのですか。

事務局 同じです。

委員 申請地前の空気を寄附されれば東側から道路がつながるのではないですか。

事務局 そうですが、上手くいかなかったようです。

会長 その他、ご質問、ご意見はございませんか。ないようですので、事務局よりその他連絡事項があればお願いします。

事務局 平成27年度の建築審査会は本会議で終了となります。次年度の第1回建築審査会は4月8日（金）午後2時から高層棟4階特別会議室での開催を予定しております。

会長 それでは建築審査会を終了いたします。ありがとうございました。